

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文
 水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（カドミウム等の物質）</p> <p>第二条 法第二条第二項第一号の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 ポリ塩化ビフェニル</p> <p>九～二十三 （略）</p> <p>二十四 ほう素及びその化合物</p> <p>二十五 ふっ素及びその化合物</p> <p>二十六 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物</p> <p>（水素イオン濃度等の項目）</p> <p>第三条 法第二条第二項第二号の政令で定める項目は、次に掲げる項目とする。</p> <p>一～十 （略）</p> <p>十一 （略）</p> <p>十二 （略）</p> <p>2 環境大臣は、前項第十二号の環境省令を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。</p> <p>別表第一（第一条関係）</p> <p>一～六十三の二 （略）</p>	<p>（カドミウム等の物質）</p> <p>第二条 法第二条第二項第一号の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 ポリクロリネイテッドビフェニル（別名PCB）</p> <p>九～二十三 （略）</p> <p>（水素イオン濃度等の項目）</p> <p>第三条 法第二条第二項第二号の政令で定める項目は、次に掲げる項目とする。</p> <p>一～十 （略）</p> <p>十一 弗素含有量</p> <p>十二 （略）</p> <p>十三 （略）</p> <p>2 環境大臣は、前項第十三号の環境省令を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。</p> <p>別表第一（第一条関係）</p> <p>一～六十三の二 （略）</p>

六十三の三 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗淨施設

六十四、七十四 (略)

六十四、七十四 (略)